

南部町公共交通新体系構築運営実施業務に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、令和3年度の新しい公共交通の運行体系を構築・運営するにあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を行い、より優れた企画提案を募集するとともに、併せて令和3年度の公共公共運行委託の契約交渉相手として選定することを目的とする。

1 委託業務の概要

(1) 業務名

南部町公共交通新体系構築運営実施業務

(2) 業務内容

令和3年度からの南部町の公共交通の新体系を具体的に構築する。

※南部町公共交通新体系構築運営実施業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日まで。ただし、令和3年度業務につきましては、予算の令和3年度予算の成立を条件とする。

(4) 令和3年度予算

金 23,953千円（消費税及び地方消費税の額を含む。ただし、左記金額は令和3年度予算成立を条件とするものであり、その増減により受託者とは随時業務内容の変更協議を行うものとする。）

金 6,623千円（令和2年度補正予算）（消費税及び地方消費税の額を含む。ただし、左記金額は令和2年度予算成立を条件とするものであり、その増減により受託者とは随時業務内容の変更協議を行うものとする。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 鳥取県内に本店、支店又は営業所等を有していること。
- (4) この募集の開始日以後において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第25号）に規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 委託者との協力・連絡体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 参加申込書及び提案書の提出

(1) 参加申込

ア 提出書類

参加申込書（事業者概要及び事業実績含む。）（様式第1号）1部

イ 提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによること。

ウ 提出期間及び時間

令和2年7月15日（水）から同年7月22日（水）までの間（土曜日及び日曜日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送による場合は、同日午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(2) 質問

ア 質問がある場合には、質問内容を明確に記載し、令和2年7月22日（水）午後5時15分までにファクシミリ又は電子メール（様式自由）で質問すること。

イ 質問とその回答は、ホームページに掲載する。

(3) 提案書等の提出

ア 提出書類（A4版（必要に応じてA3版も可）とし、枚数・様式は自由とする。）

（ア）仕様書に基づいた具体的実施案

（イ）業務の実施体制及び作業工程、進捗管理方法

（ウ）会社概要（様式第2号）

（エ）見積書

イ 提出部数

正本1部、副本6部

ウ 提出方法

持参又は郵送（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）

エ 提出期間及び時間

令和2年7月15日（水）から同年7月30日（木）までの間（休日及び国民の祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送による場合は、同日午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

4 提出先・問合せ先

南部町企画政策課

〒683-0351

鳥取県南部町法勝寺377番地1

電話：0859-66-3113

ファクシミリ：0859-66-4426

電子メール：kikaku@town.nanbu.tottori.jp

5 審査会の設置

(1) 審査会の名称

南部町公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（南部町公共交通新体系構築運営実施業務委託プロポーザル審査会）

(2) 構成人数

3名（行政以外の学識経験者等2名を含む）

(3) 評価方法等

別紙「令和3年度南部町公共交通新体系構築運営実施業務委託プロポーザル評価要領」（以下「プロポーザル評価要領」という。）のとおりとする。

6 審査結果の通知、公表

選定結果は、提案者全員にファクシミリで通知する。また、審査結果（点数）については、別途、郵送にて通知する。その他の審査結果の公表方法は審査会の決定に基づいて行う。

7 契約の締結

審査会により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、審査会により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

8 契約保証金

受注者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、南部町財務規則（平成16年南部町規則第52号。以下「財務規則」という。）第146条第2項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規則第146条第3項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

9 暴力団排除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(1) 暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が個人事業者の場合にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすること、その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

10 その他

(1) 企画提案書等の作成および提出に係る費用は提案者の負担とし、提出された企画提案書等は返却しない。

(2) 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては、提案者に帰属するものとする。

(3) 選定されなかった者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属する。

(4) 町は、企画提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(5) 2の参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は無効とするとともに、選定の取り消しを行うことがある。

(6) 企画提案書等の提出後、企画提案書等に係る個別事項に疑義がある場合は、町から質問することがある。

(7) 企画提案書は1者につき1案とする。

11 契約までのスケジュール

契約の締結に至るまでの手続及び時期は次の予定とする。ただし、企画提案書等提出期限以外は状況に応じて前後する場合がある。

(1) 企画提案募集開始 令和2年7月15日（水）

(2) 質問期限 令和2年7月22日（水）

- | | |
|-------------------|--------------|
| (3) 企画提案書等の提出期限 | 令和2年7月30日(木) |
| (4) 審査会の開催 | 令和2年8月7日(金) |
| (5) 審査結果の通知 | 令和2年8月11日(火) |
| (6) 企画提案等の協議、見積依頼 | 令和2年8月中旬 |

(様式第1号)

令和 年 月 日

参 加 表 明 書

南部町長 陶山清孝 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

㊞

下記業務の企画提案書に基づく選定について関心がありますので、参加要件資料を添えて参加の希望を表明します。

記

1 対象業務

名称 令和3年度南部町公共交通新体系構築業務

【連絡先】 担当者所属・氏名 _____

電話 _____ F A X _____

Eメール _____

(様式第2号)

会 社 概 要

名 称		代表者職・氏名
本社所在地		連絡先（電話・ファクシムリ）
資 本 金 万円	従業員数 名	設 立 年 年
会社概要特記事項		

※組織体制、主要従事予定者の情報については、「会社概要特記事項」欄に記載又は資料を添付すること。